

# 講習のご案内

## 下期日程表

2024年10月  
～2025年3月



**安全は企業の宝、資格は一生の財産。**  
**資格で「差」をつけよう!!**

「未来に向けてステップアップしたい!」…  
まず、資格取得から始めてみませんか?  
キャタピラー教習所では、安全第一をモットーに  
ベテランの講師陣がお応えします。

### 技能講習科目

- ◆ 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- ◆ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ◆ 不整地運搬車運転技能講習
- ◆ 玉掛け技能講習
- ◆ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ◆ 高所作業車運転技能講習
- ◆ フォークリフト運転技能講習
- ◆ ガス溶接技能講習
- ◆ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ◆ はい作業主任者技能講習
- ◆ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ◆ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ◆ 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ◆ コンクリート造工作物の解体等作業主任者技能講習

### 特別教育等

各種教育科目とその内容は3ページ、4ページ、6ページをご覧ください。  
この予定表以外、出張講習も実施しますのでお問い合わせ下さい。

### 受講申込み



**インターネットからの予約がカンタン便利!**

静岡教習センター



**TEL.054-641-7010**  
定員になり次第締め切りますので、2週間前までにご予約下さい。

- ◎ 申込書を10日前までに郵送して下さい。  
申込書はホームページからダウンロードできます。  
本人確認に使用できるもの：運転免許証(両面のコピー)、住民票、在留カード
- ◎ 車両系(整地)、フォークリフト、不整地の“免除コース”受講の場合は「一部免除申請書」「特定自主検査表」が必要となります。
- ◎ 外国籍の方は先にお電話下さい。
- ◎ 受講料を10日前までに振り込んで下さい。
- ◎ 講習開始後の返金はできません。
- ◎ 振込手数料はご負担願います。

キャタピラー教習所株式会社 静岡教習センター  
静岡銀行 藤枝支店 普通預金No.0540537

●開講時間 ▶ 午前7時45分までに入場をお願いします。  
遅刻者は原則受講できません。

●持参品 ▶ **自動車運転免許証、当教習所発行の修了証等**  
(当日の御本人確認用)  
※技能講習受講での免除に係る修了証は必ずご持参ください。

筆記用具(鉛筆・消しゴム等)  
電卓(特に玉掛け技能講習受講の方)  
実技に適した服装  
※ヘルメットは貸し出しあり

●その他 ▶ 変更・キャンセルなどは必ず事前にご連絡ください。  
▶ ご連絡等無く当日欠席の際は受講料金の返金はできません。  
▶ 外国籍の方は事前にご相談ください。  
▶ **受講票は送付しません。**

静岡労働局長登録教習機関(登録番号 第57号)

**キャタピラー教習所株式会社**  
静岡教習センター

〒426-0005 静岡県藤枝市水守2丁目1-2

**TEL.054-641-7010 FAX.054-641-7012**  
e-mail:cot-shizuoka@jpnecat.com URL https://cot.jpnecat.com/kyoten/?k=8

予約はインターネットからもOK

資格取得のことなら…

キャタピラー教習所  
静岡教習センター

検索

申込書はインターネットからダウンロードOK

### ■車両系建設機械運転技能講習

(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)  
(機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、トラクタショベル等の運転の業務)

不整地運搬車技能講習修了者 → 14時間

自動車運転免許がある方 → 14時間

自動車運転免許がない方 → 18時間

※ 特別教育及び実務経験の証明が必要

### ■車両系建設機械運転技能講習(解体用)

(機体質量3トン以上のブレーカ及び鉄骨切断機等の運転の業務)

車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 → 5時間

### ■不整地運搬車運転技能講習

(最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転の業務)

車両系建設機械(整地等)又は(解体用)技能講習修了者 → 11時間

自動車運転免許がある方 → 11時間

※ 特別教育及び実務経験の証明が必要

### ■玉掛け技能講習

(1トン以上の玉掛け業務)

未経験者 → 19時間

①クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許保有者  
②床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 → 15時間

### ■小型移動式クレーン運転技能講習

(1~5トン未満)

未経験者 → 20時間

①クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許保有者  
②床上操作式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者 → 16時間

### ■高所作業車運転技能講習

(作業床高さ10m以上)

①移動式クレーン運転士免許保有者  
②小型移動式クレーン運転技能講習修了者 → 12時間

自動車運転免許がある方 → 14時間

自動車運転免許がない方 → 14時間

次のいずれかの運転技能講習修了者  
(1)フォークリフト  
(2)ショベルローダ  
(3)車両系建設機械(整地等)  
(4)車両系建設機械(基礎工用)  
(5)車両系建設機械(解体用)  
(6)不整地運搬車

### ■フォークリフト運転技能講習

(最大荷重1トン以上)

自動車運転免許がある方 → 11時間

自動車運転免許がない方 → 15時間

※ 特別教育及び実務経験の証明が必要

### ■ガス溶接技能講習

経験、資格は問いません → 13時間

### ■作業主任者技能講習

足場の組立て等 → 13時間

はい作業 → 12時間

地山掘削及び土止め支保工 → 17時間

型枠支保工の組立て等 → 13時間

鉄骨の組立て等 → 11時間

コンクリート造の工作物の解体等 → 13時間

※平成29年7月(2017年7月)以降を実務経験期間として加算する場合は“足場組立て等の業務の特別教育”の修了証が必要となります。

※特例がありますのでお問い合わせ下さい。

※実務経験の証明が必要



# 講習日程表 2025年1月～2025年3月

1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)										14h												14h 18h			38h								
	不整地運搬車									11h														11h										
	ガス溶接											13h																						
	玉掛け											15・19h															15・19h							
	小型移動式クレーン																																	
	高所作業車										12・14h																	12・14h						
	フォークリフト											11h 15h																						
	作業主任者											足場組立 13h																						
特別教育											低圧電気 ローラー																							
安全衛生教育																																		

2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金						
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)			14h																															
	不整地運搬車																																		
	ガス溶接																																		
	玉掛け																																		
	小型移動式クレーン																																		
	高所作業車																																		
	フォークリフト																																		
	作業主任者																																		
特別教育																																			
安全衛生教育																																			

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)																																		
	不整地運搬車																																		
	ガス溶接																																		
	玉掛け																																		
	小型移動式クレーン																																		
	高所作業車																																		
	フォークリフト																																		
	作業主任者																																		
特別教育																																			
安全衛生教育																																			

# 技能講習 受講資格と受講料について

(消費税込)

1. 車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)						第57-1号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
車両系建設機械 (整地等用) =一般コース= 及び助成金コース	38H <sup>①</sup>	6日	13H	25H	108,000円	105,700円	2,300円
	18H <sup>①</sup>	3日	13H	5H	55,000円	52,700円	2,300円
	14H <sup>①</sup>	2日	9H	5H	50,000円	47,700円	2,300円

(注) 講習の種類欄の番号は  
静岡労働局長登録番号  
と登録番号有効期限

6. 高所作業車						第57-6号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
高所作業車 =一般コース= 及び助成金コース	14H <sup>①</sup>	2日	8H	6H	49,000円	46,700円	2,300円
	12H <sup>①</sup>	2日	6H	6H	46,000円	43,700円	2,300円

2. 車両系建設機械 (解体用)						第57-2号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
=一般コース= 及び助成金コース	5H <sup>①</sup>	1日	3H	2H	25,000円	22,700円	2,300円

\*午前中には終了しません。

7. フォークリフト						第57-7号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
フォークリフト	35H	5日	11H	24H	49,000円	46,700円	2,300円
	31H	4日	7H	24H	46,000円	43,700円	2,300円
	15H	3日	11H	4H	32,000円	29,700円	2,300円
	11H	2日	7H	4H	27,000円	24,700円	2,300円

3. 不整地運搬車						第57-3号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
不整地運搬車 =一般コース= 及び助成金コース	11H <sup>①</sup>	2日	7H	4H	45,000円	42,700円	2,300円

8. ガス溶接						第57-8号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
ガス溶接 =一般コース= 及び助成金コース	13H <sup>①</sup>	2日	8H	5H	26,000円	23,700円	2,300円

4. 玉 掛 け						第57-4号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学科	実技		受講料	テキスト代	
玉 掛 け =一般コース= 及び助成金コース	19H <sup>①</sup>	3日	12H	7H	31,000円	28,700円	2,300円
	15H <sup>①</sup>	3日	9H	6H	27,000円	24,700円	2,300円

9. 作業主任者						第57-9号 R11.3.30	
受講時間	日数	講習時間		受講費用	内 訳		
		学 科			受講料	テキスト代	
足場の組立て等 作業主任者 (第57-9号) R11.3.30	13H <sup>①</sup>	2日	13H	25,000円	22,700円	2,300円	
はい作業主任者 (第57-11号) R11.3.30	12H	2日	12H	25,000円	22,700円	2,300円	
地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者 (第57-12号) R11.3.30	17H <sup>①</sup>	3日	17H	35,000円	32,700円	2,300円	
型枠支保工組立 等作業主任者 (第57-13号) R11.3.30	13H <sup>①</sup>	2日	13H	25,000円	22,700円	2,300円	
建築物等の鉄骨の 組立作業主任者 (第57-14号) R11.3.30	11H <sup>①</sup>	2日	11H	25,000円	22,700円	2,300円	
コンクリート造 工作物の解体等 作業主任者 (第57-15号) R11.3.30	13H <sup>①</sup>	2日	13H	25,000円	22,700円	2,300円	

(注) ・建設機械、フォークリフト、玉掛け等技能講習を受講される方で、特別教育を受けられた方は免除要件を満たす為の添付書類が必要になりますので、ご確認下さい。

- ・特別教育の修了が虚偽であった場合は、技能講習修了証を返還しなければなりません。
- ・受講料未納の場合は受講できません。
- ・受講開始後の遅刻・早退・無断欠席及び学科・実技の不合格は欠格となり、納付された受講料金は返金されません。
- ・技能講習では学科試験及び実技試験があり、不合格の場合は、有料にて補講を受け、1回限り再試験を行うことができます。
- ・<sup>①</sup>は6ページを御参考下さい。

## Step to Professional



■特別教育・安全衛生教育等（労働安全衛生法第59条、60条、60条の2）

（消費税込）

特別教育	講習時間	講習料	特別教育	講習時間	講習料
小型車両系建設機械(3t未満)	13h ( 2日)	19,000円	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	6h ( 1日)	15,000円
小型車両系建設機械(3t未満)(解体用)	4h ( 1日)	14,000円	伐木等業務(チェーンソー)	18h ( 3日)	30,000円
ローラー(締固め)の運転の業務	10h ( 2日)	19,000円	巻上げ機(ウインチ)の運転の業務	10h ( 2日)	16,000円
高所作業車(床高10m未満)の運転の業務	9h (1.5日)	19,000円	アーク溶接等の業務	21h ( 3日)	25,000円
フォークリフト(1トン未満)の運転の業務	12h ( 2日)	17,000円	自由研削と石の取替え等の業務	6h ( 1日)	14,000円
クレーン(5トン未満)の運転の業務	13h ( 2日)	20,000円	特定粉じん作業	4.5h ( 1日)	13,000円
1トン未満のクレーン等の玉掛け	9h (1.5日)	17,000円	低圧電気取扱い	14h ( 2日)	19,000円
足場の組立て等の業務	6h ( 1日)	12,000円	酸素欠乏危険作業(2種)	5.5h ( 1日)	14,000円
ロープ高所作業の業務	7h ( 1日)	14,000円	石綿等使用建築物等解体等業務	4.5h ( 1日)	13,000円
テールゲートリフター	6h ( 1日)	16,000円			
安全衛生教育	講習時間	講習料	安全衛生教育	講習時間	講習料
※車両系建設機械(整地等)運転業務従事者	6h ( 1日)	14,000円	刈払機取扱作業	6h ( 1日)	14,000円
※ローラー運転業務従事者	6h ( 1日)	14,000円	振動工具取扱作業	4h ( 1日)	11,000円
職長・安全衛生責任者教育	14h ( 2日)	25,000円	丸のご等取扱作業従事者	4h ( 1日)	11,000円
職長教育	12h ( 2日)	18,000円	木造解体作業指揮者	6h ( 1日)	14,000円
※職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業)	5.7h ( 1日)	15,000円	有機溶剤業務従事者	4.5h ( 1日)	14,000円
※足場の組立て等作業主任者能力向上教育	7h ( 1日)	15,000円	熱中症予防教育(管理者)	3.5h ( 1日)	11,000円
荷役運搬機械等によるはい作業従事者	5h ( 1日)	13,000円			

\*上記講習料は受講料とテキスト代の合計です。

※当該安全衛生教育は、これに係る特別もしくは技能講習を修了後5年を経過した方を対象とします。

**人材開発支援助成金(旧建設労働者確保助成金)のご案内**

この厚生労働省の制度は、建設業に携わる中小企業の事業主の方が従業員の技能向上のために、技能講習を受講させた場合に、**受講料の一部と賃金の一部(年度によって変更あり)**が助成されるものです。下記の内容は年度によって変更されます、申込時やネットで御案内致します。(詳細はハローワークで御確認願います)

- 助成金を受けることのできる事業主
- ① 資本金3億円以下または従業員が300人以下の建設業
  - ② 雇用保険の保険料率が1,000分の18.5であること
  - ③ 受講者が雇用保険の被保険者であること

- 助成金の申請方法
- ① 申込書に助成金制度利用をチェックして下さい。(当社が発行する書類をご用意出来ます。)
  - ② 助成金申請先の所轄の労働局(労働局職業対策課)への請求に必要な書類を貴社にて準備して下さい。
  - ③ 必要書類にご記入後、講習終了日から2ヶ月以内に所轄のハローワークへ請求提出して下さい。

■ 建設業とは次の29種類をいいます

- ・土木工事業・建築工事業・大工工事業・左官工事業・舗装工事業・しゅんせつ工事業・熱絶縁工事業・屋根工事業・電気工事業・管工事業・鉄筋工事業
- ・建具工事業・内装仕上げ工事業・電気通信工事業・塗装工事業・防水工事業・造園工事業・さく井工事業・鳶・土木工事業・消防施設工事業・機械器具設置工事業・板金工事業・ガラス工事業・水道施設工事業・石工事業・鋼構造物工事業・清掃施設工事業・タイル、れんが、ブロック工事業・解体業

■ 技能講習・特別教育・安全衛生教育等の助成金制度対象コース

- 技能講習
- ・車両系整地・車両系解体・不整地運搬車・玉掛け・小型移動式クレーン・高所作業車・ガス溶接・足場組立主任者・木造組立主任者
  - ・地山の掘削及び土止め支保工主任者・型枠支保工の組立主任者・建築物等の鉄骨の組立主任者・コンクリート造工作物の解体主任者
- 特別教育
- ・小型車両系整地・ローラー・高所作業車(10m未満)・アーク溶接・小型クレーン・ウインチ・低圧電気・足場組立て等の業務・フルハーネス型墜落制止用器具
  - ・車両系建設機械安全衛生教育(再教育)・玉掛け安全衛生教育(再教育)・ローラー安全衛生教育(再教育)・ガス溶接安全衛生教育(再教育)
  - ・自由研削砥石・酸素欠乏危険作業(2種)・小型車両系(解体用)機体質量3t未満・石綿使用建築物等解体等業務・粉じん作業・ロープ高所作業の業務

修了証再交付の手続方法

静岡教習センターで取得された技能講習修了証の再交付、又は記載事項の変更による書替が必要な方は「再交付・書替申込書」(当センターのインターネットからダウンロード出来ます)をご請求のうえ、下記の点に注意してお申し込み下さい。

- 1) 「再交付・書替申込書」に①必要事項を記入、②上半身写真1枚(4cm×3cm、裏面氏名記入)、③自動車運転免許証表裏コピー又は住民票のコピー、④手数料2,500円(現金)、現金書留にて当方までお送り下さい。
- 2) 氏名の変更が必要な書替の場合は、**戸籍抄本(原本)**を添付して下さい。(戸籍抄本はお返ししていません)

- 3) 書替による再交付は弊静岡教習センター発行の技能講習修了証を全て添付して下さい。紛失による再交付申請の場合も、紛失した技能講習修了証以外で静岡教習センター発行の技能講習修了証がありましたら全て添付して下さい。

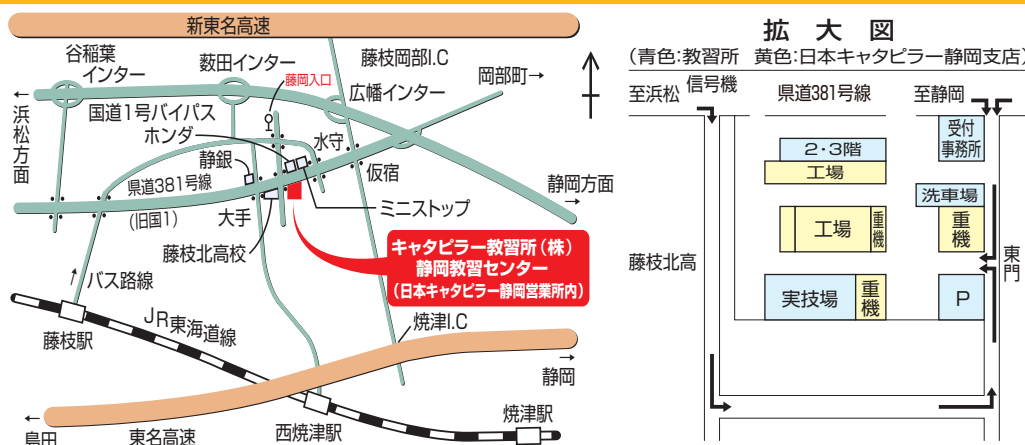
4) 「再交付・書替申込書」請求先・送付先

〒426-0005 静岡県藤枝市水守2丁目1-2

**キャタピラー教習所(株)静岡教習センター**

TEL.054・641・7010 FAX.054・641・7012

講習実施場所ご案内図



- **自動車ご利用の場合**  
県道381号線(旧国1)、大手、水守信号のあいだ、藤枝北高校の東側、日本キャタピラー静岡営業所の構内です。**東門よりお入り下さい。**
- **公共機関ご利用の場合**  
JR藤枝駅下車北口バス停より中部国道線JR静岡駅行**藤岡入口**(乗車時間約15分)下車徒歩5分。
- **構内のご案内**  
日本キャタピラーの看板の敷地内です。キャタピラー教習所の事務所は、看板塔の下付近、**平屋**。教室は日本キャタピラー静岡営業所と同居の本館2~3階です。